

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 7 回定例
7 月 7 日（月）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 7 月 7 日に教育委員会第 7 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-------------|-----------------------|--------------|------|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 7 月 7 日 (月) | 開会 | 10 時 |
| | | | 閉会 | 12 時 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委員長職務代理者 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 興 直 孝 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 義務教育課人事監 | |
| | | 鈴 木 和 裕 | 特別支援教育課課長補佐 | |
| | | 沼 里 智 彦 | 高校教育課主席指導主事 | |

4 その他

(1) 第14号・第15号・第16号・第17号・第18号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 3 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、興委員にお願いします。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案及び報告事項の取扱いについて諮る。第16号・第17号・第18号議案は個別の人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第16～18号議案を非公開とする。今回は公開案件から審議を始める。

第14号議案 西部特別支援学校の敷地の選定

委 員 長： 議案書1頁「第14号議案 西部特別支援学校の敷地の選定」について、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

議案としては1か所しか候補がないので、良いか悪いか判断しにくい
が、事務局側で他にもいくつかの候補地について検討したということ
でよいか。

特別支援教育課長： 浜松市内で、特に県有地を中心に候補地を探したが、なかなか適切な土地が見つからなかったという事情がある。特に、肢体不自由で医療的ケアを必要とする児童生徒が、現在の西部特別支援学校には20人ほど在籍している。その状況の中では病院との連携が欠かせないため、医療機関に近いという利点を確保したいということで、この地を選定したものである。

高 橋 委 員： 医療機関である聖隷三方原病院に近いということだが、その病院に通っている児童生徒が多いということか。

特別支援教育課長： それぞれの児童生徒ごと、主治医は各地にいる。ただ、近隣の病院ということで、主治医とも連携して聖隷三方原病院を中心に対応していくことを考えている。

溝 口 委 員： 通学バスはどのようになっているのか。

特別支援教育課長： 現在もスクールバスを運行している。新しい敷地になっても距離的に大きな移動ではないので、これまでのコースを参考にしながらスクールバスの運行をしていく予定である。また、障害のためにバスに乗車できない児童生徒については、保護者の御協力をお願いしている。

齊 藤 委 員： 旧校舎の改築も行うのか。

特別支援教育課長： 旧校舎は全面移転をするので、使用しないことになる。

齊藤委員： 移転後の旧校舎はどうなるのか。
特別支援教育課長： 一般的には売却となると思われる。
委員 長： 質疑等はあるか。
全委員： （特になし）
委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
全委員： （異議なし）
委員 長： 第14号議案を原案どおり可決する。

第15号議案 平成27年度静岡県立高等学校学科改善

委員 長： 議案書3頁「第15号議案 平成27年度静岡県立高等学校学科改善」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興委委員： 掛川工業高校の資料にある「改善の理由」と「改善の概要」で、「産業構造の変化や地域企業の人材要請等に対応するため」とあり、そのニーズは分かるが、そうであるならば「環境設備科」の名称にキーワードの一つとして「社会」を入れてもいいと思う。6文字で長くなるが、「環境設備社会科」とすれば、概念的には技術に重きが置かれていたものが広がってくるように感じる。ただし、もし名称が長すぎるとすれば、「改善の理由」の「生産環境に加え、住環境や生活環境にまで学習の対象を広げる」はいいが、「改善の概要」の「企業から住・生活環境まで幅広く学ぶことができる」は「企業」の文字を削除して「広く環境に配慮したことを学ぶ環境設備科とする」のようにしてはどうか。名称についてももっと工夫の余地はあるが、長すぎるということであれば妥協の産物としてやむを得ない。ただ、「企業から」は削除したほうがアピール性は強くなると思う。

溝口委員： 設備システム科へのニーズが高まっていることから環境設備科へという変更は共感できるが、他の4科は変更しないとのことであった。生徒募集にも苦しんでいるとのことだが、こちらとの統廃合も含めて、今後の展開は考えているのか。

高校教育課主席指導主事： 御指摘のとおり、設備システム科だけでなく、他の科でも生徒募集に苦しんでいるという状況はある。ただ、機械科や電子機械科などは全県的に多くの工業高校にあるが、設備科については掛川工業高校にしかないのので、今回特色を出させてもらったものである。全体の生徒募集については、改めて学校から地元の中学生を含めて魅力を発信していただく中で改善を図っていきたい。

委員 長： 話は少し変わるが、今回の県議会定例会で高校入試裁量枠についての質問があった。裁量枠は、スポーツが得意な高校生を集める目的で多くの高校で行われている。裁量枠の不透明性を明らかにして、もっと透明度の高い選抜をするためには、例えばスポーツ科を作ってもいい

のではないかと。何らかの形でスポーツによって生計を立てている人は多いので、東部・中部・西部でそれぞれ1校ずつスポーツ科を設けて募集することで、どの学校でも裁量枠を設けて「うちはサッカー」「うちは野球」のように募集する必要がなくなるのではないかとこの印象を持っている。今回の議案とは直接は関係がないが、私学ではスポーツ科を設置しているところもあり、今後のスポーツ振興やスポーツの社会における状況を考えたときに必要になってくるのではないかと。

教 育 長： 学校裁量枠については、確かに御指摘のとおり運動系部活動に能力や意欲のある生徒の入学もあるが、その他にも文化系の活動もあり、また専門高校の場合はその学科への適性も踏まえて選抜を実施している。そのため、必ずしもスポーツだけの選抜ではないことを御理解いただきたい。

また、裁量枠で入学してきた生徒が、将来そのスポーツで生計を立てていくとは限らず、文武両道でスポーツもやれば学科の学習も行っている。出口の問題としては、将来スポーツ関係の職についたり大学に進学したりする等々あるので、この点については産業教育審議会の中で、新しい実学としてスポーツや芸術が議論されることになるので、そこで改めて議論していきたいと思う。

委 員 長： 問題提起しただけであり、今回の議案とは関わりはないので、スポーツ科の件はそれでよい。

興 委 員： スポーツは全国的に注視されている。例えば今回の教育再生実行会議でも「専門性に立脚して学ぶ意識があり能力のある人に、積極的に途を開くことが求められている」と言われているので、時宜を得ていると思う。ただ、静岡の特徴は全県あまねくそれなりにレベルが高く、これは他の都道府県にはあまり当てはまらない特徴なので、その良さを見失わないような政策をこれから希求していくことが静岡らしい教育だと思う。今後も多角的な議論を求めていきたい。

委 員 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第15号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 監査結果に関する報告

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 監査結果に関する報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 「指導を除き報告」とのことだが、報告されているのは指導も含めて発表されているのか。

教育総務課長： 指導は発表されていない。

興 委 員： 了解した。

なお、監査委員の職権に関わることで教育委員会の中で議論すべきことではないが、用語に「指摘」「注意」「指導」とあり、その中では「指導」が一番重いように感じる。例えば、事の軽重で「指導」は単なる不注意によるものということで、それであれば単なる「指摘」でよいと思う。用語の見直しについても事務局同士で相談してほしい。

委 員 長： 教育委員と監査委員との意見交換会も行われているので、その際に監査委員に意見を伝えてほしい。

興 委 員： 個人的には伝えているが、事務局にもお願いしたい。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 平成26年度全国学力・学習状況調査の早期対応策の結果分析及び対応策の公表

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項2 平成26年度全国学力・学習状況調査の早期対応策の結果分析及び対応策の公表」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 感想であるが、現状と対策がまとめられていて、内容的によいと思う。ただ、現場の先生は多忙なので、しっかり読む余裕がないかもしれないが、夏休みなどを活用して読み込んで二学期以降の授業にも生かしてほしい。

もう一つ要望であるが、実際の現場でどのように生かされていくかが重要なので、授業改善についても見せていただきたい。

興 委 員： 以前にも説明があったと思うが、標準通過率については「どの程度の水準に達していることが望ましいかを示す数値」とされているが、この表現は厳選された表現なのか。「標準」とは「期待」なのか。標準とは何か、説明してほしい。

義務教育課長： 「標準」の意味は「達していることが望ましい水準」である。客観的に期待される水準の意味で使用している。

興 委 員： 前に配られた改訂版の案を見ると、前と同じなのかと思って質問させてもらった。それでよいか。

義務教育課長： そうである。

溝 口 委 員： 内容に細かい指導技術など、わかりにくい部分もあると思う。DVDは全教員に配布するのか。

義務教育課長： そうであり、その上でweb版にも載せる。なお、冊子形態のものは全学校に配布する。

溝口委員： まだ理解できない人もいるかもしれない。動画の方が理解しやすい。例えば、大学にも大学入試センター試験の注意事項が、冊子とDVDで届けられて「DVDを観て」と言われる。読むよりも理解が深まるので、そのような形式も良い方法だと思う。

興委員： 今回の溝口委員の発言を受け止めて検討してほしい。

さて、「先生のためのチア・アップファイル」の暫定版資料と議案書の資料に齟齬がある。議案書の資料ではSPECの数値が「90」に、「先生のためのチア・アップファイル」の資料では「85」になっているが、どちらが正しいのか。

義務教育課長： 議案書は見本なので、数値としては「先生のためのチア・アップファイル」の資料が正しい。

なお、議案書の訂正をお願いする。表の「H26県 早期対応の平均正答率」と「年度の早期対応策による県の設問別平均正答率」とあるが、設問別はそれぞれの正答率なので、「平均」の語句は除いてほしい。

興委員： 「先生のためのチア・アップファイル」を作って各教員に配布することだが、傾向と対策をすればよいとなると、瑣末な対応になりがちである。「これらを受け止めて個々の教員が柔軟に教育をどうしたらよいかを考えていただきたい」というメッセージがもっと重要なので、ポジティブなメッセージを本文の頭に入れてほしい。静岡県として、学力・学習状況調査の傾向と対策だけで済ませるわけではないことを確認してほしい。

義務教育課長： 来週、通知で説明する際に、その趣旨を伝えていく。

興委員： メッセージを冒頭にも入れてほしい。

義務教育課長： 承知した。

委員長： 冊子を作るだけでなく、集まってもらって「このような趣旨で作成したので活用してほしい」と直接訴えてほしい。説明会に出席した人が作成の趣旨について納得すれば、学校に戻って周囲に伝えるはずである。資料を渡しただけでは、読まない先生が出たり、資料の一部のみを読んで終わりにしてしまったりする可能性がある。それでは残念なので、集まった際に言葉で伝えてほしい。

他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 補助教材の選定等についての調査結果、補助教材使用届等による採択状況調査

委員長： 報告事項4頁「報告事項3 補助教材の選定等についての調査結果、補助教材使用届等による採択状況調査」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

補助教材に関する県議会の報告を読んだが、いかに入札を公正にやるかという趣旨のほかに、もう1つ視点があるように感じた。教科書は1つしかないが、子どもたちの習熟度や理解度は子どもによって異なるので、理解が遅れた子に対してどう理解させるかというところで補助教材が役立つことになる。補助教材は教科書のように全く同じものを1つだけ選ぶのではない。学習塾の様子を見れば分かるが、子どもたちの習熟度に合わせて、教材が全部異なっており、それによって全体のレベルを上げているという要素がある。公正に選ぶだけでは、学校の教育力のアップにはつながらない。それぞれの子どもにあった補助教材を選ぶという視点がなかったのが残念である。なお、確認だが、補助教材は複数を選択してもいいのか。

義務教育課長： そうである。

委員 長： その議論がなかったが、そのことも踏まえて議論してほしい。

委員 員： 補助教材取扱ガイドラインの中では、これまでの検証を求めてきたのか。資料では「問2 前年度使用した補助教材の効果を検証した」は比較的パーセンテージが高いが、基準は設けてあるのか。また、「問6 選択基準を設けて、それに基づいて選択した」の結果は比較的低くなっている。基準があって検証するのが常道であるが、この部分はガイドラインでどのように記載されているのか。さらに、「問9 補助教材の必要性や取扱い等について、保護者会や通知等で説明した。あるいは、保護者等の意見を聞く場を設定した」のパーセンテージが非常に低い。補助教材は保護者の財政負担によるので、理解を求める必要がある。加藤委員長が指摘されたように習熟度に応じた補助教材もあってもいいので、その意味で問9は重要だが、ガイドラインには記載されているのか。そして、この結果を今後どう生かしていくかのメッセージも報告にあったらよかったと思う。

溝口委員： ガイドラインはできたが、外から見ると透明性がまだ不十分であるように感じる。県民のニーズもあり、この調査でも出版社ごとの採択割合と採択理由を公表すればよい。

また、このような調査は、学校や教育委員会ではなく、外部の人に頼んで外部評価でやってもらってもいいと思う。内容が良くてその補助教材を使っていることが明確になれば、何も問題はない。

委員 長： 補助教材が良いか悪いかは抽象的で、結局は好き嫌いになってしまう。教科書で学ぶに当たって、子どもたちが何について分からなくて、それを補助教材でどのように理解させるのかまで踏み込んで議論していないといけない。

溝口委員： 外部の人から意見をもらってはどうか。

委員 長： 教科書はそれでよいが、補助教材は実際に教える先生が「このクラスにはここが欠けているので、追加して教えたい」と考えて選ぶべきだと思う。民間の塾でもそうだが、教材を選ぶ権限を現場に与えること

によって教育効果が出てくる。教科書は国で検定し、有識者が議論したものであるが、それでも不足している部分について補助教材を使用することになる。そのため、現場の先生が必要としていることに第三者が対応できるかはわからない。

興 委 員： 委員長の御発言のとおり、教科書があつての補助教材なので、教育の現場に任せる判断が重要である。ただ、調査については教育委員会ではなく第三者に任せると、そのデータをもとに教育の現場としてどうするかが生かされてくる。調査の段階でスクリーンを掛けてしまうと、一方の意見に偏る恐れがあるので、データは透明性を持たせつつ、アクションは行政措置として行うことがあってもいいのではないかと思う。9月定例会で調査結果をまとめるとのことだが、データだけでなくガイドラインがどう理解され、これからの取扱いについても整理して報告してほしい。

齊 藤 委 員： 先ほどの「先生のためのチア・アップファイル」で、中学校の数学では空間図形はできているが、平面図形はできていない。そのように、具体的にここは理解できているが、この分野は理解しにくいということを経験現場で把握できるようになると、教材選択にも影響してくる。検証がなされているかが重要であり、十年一日のごとく同じ教材を使うのはおかしいと思う。

委 員 長： 何も行動しないで良い教材が出来上がってくるのを待つのではなく、「自分たちはこのような製品を作りたいので、それに合わせてこのような部品を作ってほしい」とお願いするのが民間企業の常識である。教材も同じで、「子どもたちにこのように教えたいので、このような教材を作ってほしい」と伝えてほしい。フィードバックで行ったり来たりがないといけない。「こちらがお金を出して採用するので、いいものを持って来い」という態度では教育は成り立たない。

溝 口 委 員： 委員長の御指摘のとおりである。この議論では子どもたちへのフィードバックが見えてこない。先生は分かっているのかもしれないが、子どもたちが「この補助教材で分かりやすかった」と感じていることが分かれば、県民も納得してくれると思う。子どもたちの理解にも個人差があり、弱い部分も異なっている。その多様性も求められているので、その声も拾ってほしい。

委 員 長： 義務教育に民間の塾を活用する提案も出ているが、現場で一緒に苦労している者同士が話し合うことで、いいアイデアが出てくるはずである。

教 育 長： 今回の調査は、各市町教育委員会に出されている届出に基づいて採用数を出しており、先程の御意見にあったような「第三者でなければ透明性が担保できない」ということはない。届出には数値が記入されており、その数値で集計したものである。

これは本来市町で議論して、うちの市では何が足りないのかを話し合っていたくものである。また、補助教材は市販の教材を購入して

使うだけでなく、教員自身が作成して配布しているものも多く、市販の教材と教育作成の教材を併用している状況があることを御理解いただきたい。

ただ、委員長の御指摘にもあったように、市販の教材について改良すべきことは、こちらからも要求も伝えていくことはしていきたい。

委員 長：他に異議はないか。
全委員 員：（特になし）
委員 長：報告事項3を了承した。

報告事項（配布のみ） 静岡県ゴルフ場協会によるゴルフ振興について

委員 長：ゴルフ場協会は熱心であるが、他にもプロの選手で、スポーツを通して儲けたお金を社会に還元したいと考える人はいると思う。また、それぞれの協会でも、金儲けだけでなく若い人に協力したいというところはあると思う。

溝口委員：大学でもゴルフに対するニーズは高まっているので、中学生・高校生に限定せず、大学生も対象にしてほしい。

スポーツ振興課長：まずは中学生・高校生から、ということである。今後は様々な分野に働きかけていく予定であると聞いている。

興委員：資料にある「ゴルフ特区の設立を宣言した」は協会が宣言したのか。また、どのような人へのメッセージとして出されているのか。

スポーツ振興課長：この宣言は、ゴルフの振興を図るためにゴルフ場協会が宣言したもので、行政の「特区」とはやや性格が異なっている。例えば、ゴルフ場の無料開放やゴルフ場への送迎等についても、ゴルフ場ごと個別の対応である。

委員 長：他に異議はないか。
全委員 員：（特になし）
委員 長：報告事項を了承した。

【会議の非公開】

委員 長：ここで会議を非公開とする。

<非>第18号議案 教職員の懲戒処分

非公開

<非>第16号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命

非公開

<非> 第17号議案 平成26年度指導力不足教員審査委員会委員の委嘱
非公開

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成26年度第7回教育委員会定例会を閉会とする。